等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を削り、「個人番号」の下に「（第十三項の規定に該当する者その他財務省令で定める者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第十七項において同じ。）」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項第一号」に、「当該基準日における同条第六項第一号」に、「この条及び次条」を「この項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　法第三十七条の十四第六項第一号に規定する政令で定める者は、同項各号の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。以下この条において同じ。）を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、財務省令で定めるところにより、当該申請書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所（国内に住所を有しない者にあつては、同項第一号に規定する財務省令で定める場所。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。）及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の第十六項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等（法第三十七条の十四第七項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該申請書に記載されるべき当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者を除く。）とする。

第二十五条の十三の二第一項中「前条第十五項」を「前条第十六項」に改め、同条第二項中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第四項中「及び」を「又は」に改める。

第二十五条の十三の六第三項中「第二十五条の十三第十八項」を「第二十五条の十三第十九項」に改め、同条第五項中「同条第六項」を「同条第六項各号」に、「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第十四項」に改める。

第二十五条の十三の八第十四項中「である」を「を構成する」に、「により」を「又は第二十五条の十の二第十四項第六号から第十二号までに規定する事由（同号ハ及びニに掲げる事由を除く。）が生じたことにより、」に、「当該事由」を「これらの事由」に改め、同条第十七項中「及び第十四項から第二十四項まで」を「、第十三項及び第十五項から第二十五項まで」に改め、同項の表第二十五条の十三第十一項の項の次に次のように加える。

第二十五条の十三第十三項	第三十七条の十四第六項第一号	第三十七条の十四の二第十二項
	同項各号	同項
	同項第一号	同項
	第三十七条の十四第七項	第三十七条の十四の二第十三項

第二十五条の十三の八第十七項の表第二十五条の十三第十四項の項を次のように改める。

第二十五条の十三第十五項	第三十七条の十四第六項各号	第三十七条の十四の二第十二項

第二十五条の十三の八第十七項の表第二十五条の十三第十五項の項中「第二十五条の十三第十五項」を「第二十五条の十三第十六項」に改め、同表第二十五条の十三第十六項及び第十九項の項中「第二十五条の十三第十六項及び第十九項」を「第二十五条の十三第十七項及び第二十項」に、「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項各号」に改め、同表第二十五条の十三第二十項の項中「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同表第二十五条の十三第二十四項の項中「第二十五条の十三第二十五項」を「第二十五条の十三の四第二項の項中「非居住者が」を「場合（その者が当該出国の日の前日までに第二十五条の十三の八第九項第二号に規定する出国移管依頼書を提出して、基準年の一月一日前に出国をした場合を除く。）」に改め、同表第二十五条の十三の六第三項の項中「第二十五条の十三第十九項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「同条第六項」を「同条第六項各号」に、「第二十五条の十三第十四項」に改め、同条第十八項中「及び第十四項から第二十四項」を「、第十三項及び第十五項から第二十五項」に改める。

第二十五条の十四第九項第一号中「及び第十九条の四」を削り、「第十九条の三第九項」を「同条第九項」に改め、「、第十九条の四第四項中「前条第九項」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第一号の規定により読み替えられた前条第九項」と、同条第七項中「第二十五条の九の二第四項」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第二号の規定により読み替えられた第二十五条の九の二第四項」と」を削る。

第二十五条の十四の二第五項第一号中「及び第十九条の四」を削り、「第十九条の三第九項」を「同条第九項」に改め、「、第十九条の四第四項中「前条第九項」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第一号の規定により読み替えられた前条第九項」と、同条第七項中「第二十五条の九の二第四項」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第二号の規定により読み替えられた第二十五条の九の二第四項」と」を削る。

第二十五条の十五第四項中「第三百四十二条第四項」を「第三百四十二条第五項」に改める。

第二十五条の十七第三項第三号中「第三号まで若しくは第五号から第七号」を「第四号」に改め、同条第九項中「において同項第二号」を「（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。）において第七項第二号」に改める。

第二十五条の十八の三第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項第一号中「事業場等（以下この号」の下に「及び第八項第一号」を加え、同号ロ中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十条の三の三第二十項」を「第四十条の三の三第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十条の三の三第二十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十条の三の三第五項」を「第四十条の三の三第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四十条の三の三第三項第二号」を「第四十条の三の三第五項第二号」に改め、同項第一号中「第四十条の三の三第三項」を「第四十条の三の三第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十条の三の三第三項第一号」を「第四十条の三の三第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第四十条の三の三第四項に規定する政令で定める場合は、同項の非居住者のその年の前年の内部取引がない場合（当該非居住者がその年において恒久的施設を有することとなつたことによりその年の前年の内部取引がない場合を除く。）とする。

第二十五条の十八の四第一項第一号中「第四十条の三の三第十二項第一号」を「第四十条の三の三第十六項第一号」に改め、同条第三項第一号中「（個人番号を有する者にあつては、氏名、納税地及び個人番号）」を削る。

第二十六条第三項から第六項まで並びに第九項第一号及び第二号中「居住者」を「個人」に改め、同項第三号中「新築をし」を「新築をし、」に、「居住者」を「個人」に改め、同項第六号並びに同条第十八項、第十九項、第二十三項及び第二十四項中「居住者」を「個人」に改め、同条第二十六項を削り、同条第二十七項第三号ロ中「第二十五項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項第一号中「居住者」を「個人」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「（第二十六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同項を同条第三十項とする。